

議案第41号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成11年 5月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年5月11日原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成11年 3月31日

（本文取同） 中条8条

（号01条、号9条、号8条） 中条9条

三朝町長 吉田秀光

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

（号01条、号8条） 中条9条

の場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の8までに規定する事業又は施設（以下本条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所属に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

第58条中「同条同項本文」を「同項本文」に改める。

第59条中「第348条第2項第3号、第9号、第10号、第11号の3、第11号の4又は第12号」を「第348条第2項第3号、第9号から第10号の8まで、第11号の3、第11号の4又は第12号」に、「同条同項本文」を「同項本文」に、「受ける」を「受けていた」に改め、「無料で使用させた固定資産を」を削る。

第90条第1項第1号及び第2項中「(単身で生活する)」を「(身体障害者等のみで構成される世帯の)」に改める。

第136条中「同項第2号」を「法第599条第1項第2号」に、「同項第3号」を「法第599条第1項第3号」に改める。

第140条第2項中「(法第602条第2項及び第603条の2の2第3項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(法第602条第2項)」を「若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第3項)」に改める。

附則第3条の次に次の1条を加える。

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2、当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第4条第1項中「(平成9年法律第89号)」を削り、「同条」の次に「及び前条」を加える。

附則第5条第1項中「30万円」を「31万円」に改める。

附則第5条の2から第5条の3までを削る。

附則第6条第1項中「第8条の4」を「第8条の5」に改め、同条第2項を削る。

附則第6条の2第1項中「附則第4条の2第3項」を「附則第4条の3第3項」に改め、同条を附則第6条の3とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第2項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「控除適用譲渡損失金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該控除適用譲渡損失金額に係る租税特別措置法第41条の5第3項第1号に規定する買換資産に係る同条第3項第2号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合で、当該居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について法附則第4条の2第2項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、当該納税義務者が当該年度以前の年度分の町民税について当該控除適用譲渡損失金額が生じた年の前年以前の年において生じた法附則第4条の2第2項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受ける場合又は受けている場合を除き、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3千万円を超える年度分の町民税の所得

割については、この限りでない。

2 附則第16条の4第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第6条の2第1項に規定する居住用財産の譲渡損失」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第1項に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第6項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

附則第7条第2項中「係る配当所得」の次に「(同法第8条の2に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当又は同法第8条の3第1項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。)」を加える。

附則第15条中「第6項まで」を「第5項まで」に改め、「第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2」の次に「第1項から第3項まで」を、「第587条第2項本文又は法附則第31条の2」の次に「第1項から第5項まで」を加える。

附則第15条の2第6項中「第8項」を「第9項」に改める。

附則第16条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項中「たばこ事業法」を「平成11年5月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法」に改め、「第95条」の次に「及び前項」を加え、「1,155円」を「1,266円」

に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

平成11年5月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,668円とする。

附則第16条の4第3項第5号中「附則第5条の2」を「附則第21条第4項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第17条第1項中「若しくは第37条の7第4項」を「、第37条の7第4項若しくは第37条の9の2第4項」に改め、同条第2項中「平成11年度から平成13年度までの各年度分」を「平成12年度分及び平成13年度分」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該課税長期譲渡所得金額の100分の4」に改め、同項各号を削り、同条第4項第5号中「附則第5条の2」を「附則第21条第4項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第17条の2第1項中「前条第2項各号」を「前条第2項」に改める。

附則第17条の3第1項中「同条第2項各号」を「同条第2項」に改める。

附則第19条第2項第5号中「附則第5条の2」を「附則第21条第4項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則に次の1条を加える。

（個人の町民税の負担軽減に係る特例）

第21条 法附則第40条第1項に規定する抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第4項までに定めるところにより、個人の町民税の特例措置を講ずる。

2 第34条の2の規定の適用については、同条中「及び第3項から第11項まで」とあるのは、「、第3項から第11項まで及び法附則第40条第2項から第4項まで」とする。

3 平成11年度以後の各年度分の個人の町民税に係る第34条の3第1項及び第53条の4並びに別表の規定の適用については、第34条の3第1項の表及び第53条の4の表中「100分の12」とあるのは「100分の10」と、附則別表第3中「5.4%を乗じて算出した金額から396,900円を控除した金額」とあるのは「4.5%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額」とする。

4 平成11年度以後の各年度分の個人の町民税について、法附則第40条第8項及び第9項に規定するところにより控除すべき町民税に係る定率による税額控除の額を、第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第57条及び第59条の改正規定、附則第17条第1項及び第2項、第17条の2第1項並びに第17条の3第1項の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定（附則第21条第2項に係る部分に限る。）並びに附則第3条第4項並びに第4条第2項及び第3項の規定 平成12年4月1日

(2) 附則第3条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成12年1月1日

(3) 附則第16条の2の改正規定及び附則第6条の規定 平成11年5月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成10年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 改正前の町税条例附則第6条第2項の規定は、平成11年1月1日前に行われた租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の5第3項第1号に規定する譲渡資産の同条第6項に規定する譲渡に係る新条例第33条第2項の規定の適用については、なおその効力を有する。

- 3 新条例附則第6条の2の規定は、平成12年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成11年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条第1項及び第2項、第17条の2第1項、第17条の3第1項並びに第21条第2項の規定は、平成12年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成11年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び第7項において同じ。）に関する部分は、平成11年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 6 前項の場合において、平成11年中に支払うべき退職手当等で平成11年4月1日（以下「施行日」という。）前に支払われたものに係る新条例第53条の8及び附則第9条第2項の規定の適用については、新条例第53条の8中「第53条の4」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における第53条の4」と、新条例附則第9条第2項中「第53条の8第1項又は第2項」とあるのは「町税条例の一部を改正する条例附則第3条第6項の規定により読み替えて適用される第53条の8第1項又は第2項」と、「第53条の4」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における「第53条の4」と、「附則別表第3」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における別表」とする。
- 7 平成11年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき新条例第53条の7の規定により納入された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の町民税の退職所得割額」という。）を越える場合には、新条例第53条の7の規定による納入申告書に、改正後の町民税の退職所得割額が記載されたものとみなして、当該過納に係る税額の還付を当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。この場合において、当該退職手当

等の支払を受けた者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該退職手当等の支払を受けた者の未納に係る徴収金に充当する。

8 前項前段に規定する場合には、平成11年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第53条の8第1項第2号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（町税条例の一部を改正する条例の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同条附則第3条第7項に規定する改正後の町民税の退職所得割額）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成10年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条及び第59条の規定は、平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成12年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までに地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号に規定する事業又は施設用に供された固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成10年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成11年5月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。